また、厚生労働省「平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」によると、都道府県等及び市等において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施している割合が62.7%、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している割合が54.6%となっており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援施策は、自治体によって取組状況に差がある。

⑵　子どもについての悩み

①　母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が56.1%（平成18年56.4%）と最も多く、「しつけ」が15.6%（平成18年19.0%）で次いでいる。

②　父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が51.8%（平成18年50.6%）と最も多く、「しつけ」が16.5%（平成18年12.8%）で次いでいる。

⑶　困っていること

①　母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が45.8%（平成18年46.3%）で最も多く、「仕事」19.1%（平成18年18.1%）、「住居」13.4%（平成18年12.8%）の順となっている。

②　父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が36.5%（平成18年40.0%）で最も多く、「仕事」17.4%（平成18年12.6%）、「家事」が12.1%（平成18年27.4%）の順となっている。

③　寡婦における困っている内容については、「家計」が23.8%（平成15年度「全国母子世帯等調査」26.8%）と最も多く、「自分の健康」21.5%（平成15年度「全国母子世帯等調査」29.1%）、「親族の健康・介護」が20.5%の順となっている。

⑷　相談相手について

相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では80.4%（平成18年76.9%）、父子世帯では56.3%（平成18年59.4%）、寡婦では85.0%（平成15年度「全国母子世帯等調査」77.2%）となっている。

相談相手がありと回答した者のうち、相談相手が公的機関と回答があったのは、母子世帯では、2.4%（平成18年1.2%）、父子世帯では3.6%（平成18年0.9%）、寡婦では4.3%（平成15年度「全国母子世帯等調査」0.7%）となっている。

また、相談相手がいないと回答した者のうち、相談相手が欲しいと回答した者は、母子世帯では61.8%（平成18年67.9%）、父子世帯では50.4%（平成18年53.8%）、寡婦では64.2%（平成15年度「全国母子世帯等調査」61.5%）となっている。

13. まとめ

⑴　母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、パート・アルバイト等の割合が増加し、就労収入は、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

⑵　父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、母子世帯に比べて、持ち家率が高い。また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額658.1万円（平成23年「国民生活基礎調査」）より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

第２　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

１．今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性

⑴　国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等及び市等が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の２の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業（以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。）、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。